

令和3年2月8日

大宮中学校保護者の皆様

宮崎市立大宮中学校  
校長 梶木 満

## 「新型コロナウイルス感染拡大に係る時差登校・下校の継続と部活動再開」(お知らせ)

日頃より本校の教育活動へのご支援とご協力に、心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした宮崎県独自の緊急事態宣言が、2月8日に解除され、県は、警報レベル(0~4)を「4」から「感染拡大緊急警報(3)」に1段階引き下げる方針を示しました。

そこで、宮崎市教育委員会の指示のもと、本校におきましては、時差登校・下校の継続と部活動の再開をさせていただきます。

ご家庭におかれましても、今後も感染対策が緩まないよう予防対策を十分行っており、不要不急の外出を控えさせていただきます。ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 登校・下校について

○ 令和3年2月9日(火) ~ 当面の間、時差登校・下校を継続する。

※1 学年ごとの時差登校・下校時間は今まで通りの時間帯とします。

※2 部活動を行う生徒の下校時間は、部活動終了後の下校時間とし、密にならないように部活動ごとに配慮いたします。

#### 2 部活動について

○ 令和3年2月9日(火) ~ 当面の間

※1 2月: 17:45終了・18:00下校

※2 第3回定期テスト前部活動中止期間: 2月10日(水)~16日(火)

※3 自校での活動のみとし、他校との合同練習や練習試合等は中止とする。

#### 3 その他

○ 今後の対応は、状況の変化により、随時変更することが予想されます。ホームページやマチコミメールで周知いたします。

以上、皆様のご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

令和3年2月5日

保護者の皆様へ

宮崎市教育委員会教育長

緊急事態宣言の解除にともなう、学校の感染防止対策について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃より学校教育へのご理解ご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、県の緊急事態宣言が2月8日に解除されるという方針を受け、学校における今後の感染防止対策を以下のとおりといたしました。

趣旨をご理解いただき、ご協力をいただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 時差登校・下校について

- 登校・下校時の密集場면을回避するため、当面の間、継続する。

### 2 部活動について

- 感染防止対策を徹底したうえで、当面の間、自校での活動のみ実施する。  
※ 他校との合同練習や練習試合等を行わない。

### 3 今後の感染防止対策について

- 家族が濃厚接触者に指定された場合や、児童生徒や家族等に発熱等の症状がみられる場合には、無理をせず自宅で様子を見る。
- 家庭での検温に加え、学校でも検温を行う。
- 教室での授業中は、防寒対策を行いながら換気を徹底する。  
※ 適宜、防寒着・膝掛け等を使用するとともに、使用可能な学校は、暖房の使用も可とする。
- これまで中止していた授業内容や今後の行事等については、感染防止対策を徹底したうえで、実施を検討する。

※ 併せて【別紙】「緊急事態宣言の解除にともなう学校における今後の感染防止対策について」をご参照ください。

## 緊急事態宣言の解除にともなう学校における今後の感染防止対策について」 (令和3年2月8日時点)

### 1 登校前・登下校時

- 毎朝、登校前に検温や健康観察を行い、「健康管理チェック表」等に記入して学校に提出してください。
- 登下校時は、お子様へのマスク着用のご指導と時差登校・下校へのご協力をお願いします。
- 家族が濃厚接触者に指定された場合や、児童生徒や家族等に発熱等の症状がみられる場合には、無理をせず自宅で様子を見てください。その際、学校への連絡を確実に行ってください。
- 登校後は、手洗い等を行った上で教室に入り、再度検温を行います。

### 2 学校生活

- 手洗いや咳エチケット等の指導を徹底し、授業や休み時間においては、近距離での会話や大声での発声を避けるよう指導します。
- 教室では、防寒対策を行いながら、換気を徹底します。  
※ 適宜、防寒着・膝掛け等を使用するとともに、使用可能な学校は、暖房の使用も可とします。
- 座席については、間隔を空ける、対面を避ける等、授業中における児童生徒等の位置や学習形態について、可能な限り配慮します。
- これまで中止していた授業内容や今後の行事等については、感染防止対策を徹底したうえで、実施を検討する。
- 合唱時にもマスクを着用するなど、学習活動及び生活全般でのマスクの着用の徹底を図る。
- 児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、適宜消毒液等を使用して清掃を行います。
- 3密に関するポスター（厚生労働省作成）等を校内（教室や廊下等）に掲示し、児童生徒への注意喚起・指導を徹底します。

### 3 給食

- 食事前には、給食当番はもとより児童生徒及び教職員全員が手洗い等を徹底します。
- 給食の配膳を行う児童生徒及び教職員は、発熱や風邪症状がないか、衛生的な服装（エプロン・帽子・マスク等）であるか、手指の確実な洗浄等ができているかを毎日点検します。
- 食事をする時には、「机を向かい合わせにしない」、「会話を控える」等、机の配置や飛沫を飛ばさない等の工夫を行います。

### 4 部活動

- 感染防止対策を徹底したうえで、当面の間、自校での活動のみ実施します。  
※ 他校との合同練習や練習試合等は中止とします。

#### 【主な対策事項】

- ・活動は、必ず顧問等の指導のもとに行います。
- ・活動前に健康観察を実施します。（体調不良の場合は参加を認めません）
- ・可能な限り、マスクを着用する、接触を避ける、大声を出さないよう指導します。
- ・活動前後の手洗い、消毒等を徹底します。
- ・部室等の利用は、できるだけ短時間とし、3密を避けます。

### 5 出席停止

- 児童生徒が感染した場合の出席停止の期間については、医療機関の指示に従ってください。また、児童生徒が濃厚接触者に特定された場合には、感染者との最後の濃厚接触から起算して、2週間の出席停止となります。
- 児童生徒等に発熱等の症状がみられる場合や、家族が濃厚接触者に指定され、本人が自宅で休養する場合は、出席停止の扱いとなります。